

# 附 属 资 料

# 目 次

## 1 職員給与実態調査関係

平成27年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

## 2 職種別民間給与実態調査関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	46
第21表 民間における住居手当の支給状況	47
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47
第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	47
第24表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況	47

## 3 生計費及び労働経済指標関係

平成27年4月の標準生計費算定方法の概要	48
第25表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	49
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	49
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50
第26表 労働経済指標	51

# 1 職員給与実態調査関係



# 平成27年度職員給与実態調査の概要

平成27年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

## 1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の時期

平成27年4月1日

## 3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成4年3月31日付け出総第170号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

## 4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

## 5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

## 6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

## 任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			18,056	4,490	2,139	3,395
知事			3,710	3,298		5
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			5	5		
代表監査委員			19	19		
教育委員会	本庁等		365	176		90
	県立高等学校等		3,581	267		3,299
	市町村立小中学校		7,887	391		
人事委員会			15	15		
警察本部長			2,438	283	2,139	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人 7,589	人 194	人 18	人 138	人 93
	172	18	129	88
78	9		9	3
15				
7,496				
	13			2

第2表

## 給料表別

区分		給料表			
		計	行政職	公安職	教育職(1)
職員数(人)		18,056	4,490	2,139	3,395
扶養親族数(人)		18,699	5,082	2,804	3,550
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,532,641,800	1,508,410,000	691,934,900	1,258,284,000
	給料の調整額(円)	19,112,587	615,100	97,500	9,993,295
	教職調整額等(円)	147,213,252			45,944,184
	給料の特別調整額(円)	95,265,945 (102,596,300)	27,739,035 (30,729,500)	5,736,670 (6,280,400)	11,144,270 (11,773,700)
	扶養手当(円)	178,360,000	48,848,000	27,871,500	33,247,500
	地域手当(円)	3,430,910	1,688,666	190,899	
	諸手当(円)	241,107,108	56,061,171	14,443,784	47,087,846
	給与総額(円)	7,217,131,602 (7,224,461,957)	1,643,361,972 (1,646,352,437)	740,275,253 (740,818,983)	1,405,701,095 (1,406,330,525)
扶養親族数(人)	給料月額(円)	361,798	335,948	323,485	370,628
	給料の調整額(円)	1,058	136	45	2,943
	教職調整額等(円)	8,153			13,532
	給料の特別調整額(円)	5,276 (5,682)	6,177 (6,843)	2,681 (2,936)	3,282 (3,467)
	扶養手当(円)	9,878	10,879	13,030	9,793
	地域手当(円)	190	376	89	
	諸手当(円)	13,349	12,486	6,751	13,867
	給与月額(円)	399,702 (400,108)	366,002 (366,668)	346,081 (346,336)	414,045 (414,230)
	13,000円該当	0.26	0.32	0.51	0.24
	11,000円該当	0.02	0.03		0.03
	6,500円該当	0.75	0.78	0.79	0.78
	(特定期間にある子)	0.27	0.26	0.23	0.26
	計	1.03	1.13	1.30	1.05
年齢(歳)	44.2	42.6	39.0	44.0	
経験年数(年)	22.4	22.0	18.4	21.5	
修学年数(年)	15.2	14.0	13.9	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。  
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。  
3 ( )内は、条例附則による減額前の額である。  
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,589	194	18	138	93
6,828	241	28	137	29
2,917,064,000	70,267,100	9,101,900	46,940,100	30,639,800
7,841,992		160,000	59,800	344,900
101,269,068				
48,449,310 (51,357,100)	1,110,450 (1,250,500)	703,460 (775,400)	382,750 (429,700)	
64,110,000	2,399,000	305,000	1,299,000	280,000
		1,551,345		
114,426,111	2,550,868	3,259,267	2,468,194	809,867
3,253,160,481 (3,256,068,271)	76,327,418 (76,467,468)	15,080,972 (15,152,912)	51,149,844 (51,196,794)	32,074,567 (32,074,567)
384,380	362,201	505,661	340,145	329,460
1,033		8,888	433	3,708
13,344				
6,384 (6,767)	5,723 (6,445)	39,081 (43,077)	2,773 (3,113)	
8,447	12,365	16,944	9,413	3,010
		86,185		
15,075	13,147	181,069	17,883	8,706
428,663 (429,046)	393,436 (394,158)	837,828 (841,824)	370,647 (370,987)	344,884 (344,884)
0.15	0.41	0.67	0.24	0.02
0.03	0.03		0.01	0.03
0.72	0.80	0.89	0.74	0.26
0.30	0.30	0.50	0.27	0.14
0.90	1.24	1.56	0.99	0.31
46.7	43.9	48.7	43.8	41.6
24.3	21.2	18.5	20.5	19.5
15.9	15.9	18.0	15.7	15.3

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	給 号	計																										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
行政職	1	525					10				18			33		1	2	22	4	5	1	19	1	11	3	65	5		
	2	527										1	1	16	1	20	3	22	2	12	2	22	2	16	9	17	3		
	3	749											1											1	3	4	1		
	4	1,282																											
	5	898																											
	6	219																				1							
	7	200											1																
	8	69																									3		
	9	19													4	1	3	2	1	4	1	2	1						
	10	2																											
公安職	1	350			23				8	31		8		21	1	3		28		28	3	20	2	1	1	59	1		
	2	330																				2	1	2		30	4		
	3	370														1		1		5		1		6	1	2	3		
	4	583															1						1						
	5	388																											
	6	53																											
	7	43											1																
	8	13																											
	9	9																											
教育職(1)	1	219	1																							1			
	2	2,905	13		3	3	11	1	1	1	10		6	3	14	2	10	3	11	2	9	2	17	3	14	3	23	8	
	特2	29																											
	3	154																											
	4	88																									1	1	
教育職(2)	1																												
	2	6,424												44		2	2	41		6	3	44		13	8	30	7		
	特2	108																											
	3	551																											
	4	506															1				1		5	3	10	14	11	13	
研究職	1	15																									4		
	2	28																		1			1		2	2			
	3	127																							1		1		
	4	20																											
	5	4																											

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
11		72	4	11	9	53	7	12	5	39	3	17	4	41	3	15	1	8	1	2	1	3	1	1			1					
23	6	32	4	18	3	22	11	18	7	17	7	16	5	26	5	26	7	16	4	12	6	12	7	11	3	8	1	10	4	3		
10	1	8	4	17	3	19	6	28	9	26	5	33	7	28	10	34	14	35	16	29	14	40	8	22	13	19	22	15	11	6		
		2	3	4	5	15	7	14	13	12	16	10	30	8	16	15	25	20	27	34	18	17	23	53	17	34	22	46	24	43		
																		1				2	1	2	1	2		3	1	1		
																								2	3	5	2	3	1	116		
				4	18	9	10	12	18	14	12	4	11		11	9	9	6	7	7	4	1	4	8	7	1	5	4		1		
	8	10	11	11	9	6	2		4	1	2				2																	
7	4	36	4	8	4	7	2	3		9	2	4	1	3		1	3	1	1	1		2		3	2			1	1			
15	3	34	2	9	1	28	4	13	3	19	1	9	5	14	4	8	4	16	2	11	4	14	2	16	6	10	1	6	3	2		
2	3	7		5	3	7	1	14	3	10	2	13	3	17	3	12	2	9	1	14	1	11	1	15	3	13	2	18	2	16		
1		5	1	2		1		3		4	1	5		4	1	4	1	19		12	1	9	3	11		12	1	9	2	7		
																					1	3	2		1	2	1	1	2		1	
																															1	1
																							1		3	5	2	2				
					5	1	1		2																							
				1	1		1			1	2	1	1	1		2		3	1	4		3	1	3	1		1	1	3	2		
14	5	14	10	14	5	17	6	19	3	16	5	20	4	18	9	20	5	30	6	16	15	26	8	18	11	20	10	24	11	29		
																						1			1		1		1	2		
	1	1	2	3	3	10	14	11	8	33																						
14	10	28	3	20	6	22	7	19	7	20	5	24	4	19	11	16	5	24	15	22	7	24	4	35	5	26	5	28	12	21		
37	26	28	19	9	5	14	14	12	26	258																						
		2				3				3									1												1	
1		1		1		2	1			1		1				1	1		1			2		2	1	1		1		2		
				4	1		1	2	4	2	3		2	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1		1	2	1	1	4		
																							6		2		2			2	1	
				2	1		1																									

給料表	職務の級	号給																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
行政職	1																														
	2	2	10		1	1	1	2		1	1			2	1				1			1									
	3	12	8	14	10	7	4	5	4	6	13	4	9	8	5	2	8	5	4	6	1	4	9	6	4	2	9	5	4	4	
	4	20	34	28	32	19	31	14	31	18	22	17	16	13	31	13	10	14	17	14	9	17	8	7	3	9	5	10	4	3	
	5	1	5	1	7	2	7	4	10	1	3	18	11	15	8	9	9	15	10	13	102	30	21	18	47	20	25	14	37	6	
	6	30	16	9	1	2	10		3	1		2			1				1	1	9										
	7	2			1																										
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1				1																										
	2	2	5	1	7		3	1	2		1																				
	3	2	15	1	14		12	1	13	2	10	3	10	1	10	2	10	2	4	1	4	3	2	2	3	1	1		2	1	
	4	1	6	1	2	3	15	5	7	7	7	7	8	2	3	5	5	1	8	5	4	4	7	3	5	3	3	2	1	4	
	5	1	5	1	1	1	10	5	6	4	6	11	24	2	12	9	5	11	8	5	8	8	2	8	10	4	7	8	10	11	
	6												1	1	1		1			1	1		2		2	5	1	15	1	2	
	7		13		5	4	3	1			2	3		1	1						7										
	8																														
	9																														
教育職(1)	1	1	6	3		3	2	2	2	4	1		2	3	5	3	2	4	4	2	1		3	1	1		5	1	3	1	
	2	12	24	17	27	20	42	15	30	18	28	27	24	16	36	22	30	35	37	15	20	26	23	30	26	28	30	21	35	12	
	特2																														
	3	10	11	3	9	11	7	10	6	8	9	6	7	16	5	8	8	3	1	4	6										
4																															
教育職(2)	1																														
	2	11	21	13	21	7	24	11	24	10	38	8	30	24	26	11	27	26	39	9	35	30	32	12	30	27	40	28	41	22	
	特2															1		1		2	2	3	2	2		4	2	6	2		
	3					2		2			2	2	9	7	9	14	12	18	21	19	21	27	20	17	10	21	18	16	14	25	
4																															
研究職	1								1																						
	2			1	1																										
	3	2	4		2	1	1	3	1	1	2	1	3	5	3	1		2	3	1		1		1	1		2		1	2	
	4		3		3						1																				
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
4	4	7	6	1	3		1		2		1	1	2	2		2			1		1	1	1	1	1	4					
6	11	6	16	11	14	176																									
33	26	356																													
1	1		1	1		1																									
5	3	4	3	6	1	3	7	4	1	3	3	2	4	7	2	10	8	2	3	6	7	10	5	7	3	14	3	5	1	8	
8	5	9	3	9	5	9	7	17	6	93																					
1	6	12																													
2	1	4	3	6	4	2	3	3	3	3	3	2	2	5	2		1	1	1	1	2		1	2	1	5	1	4	1	6	
36	21	36	12	42	18	30	11	30	24	46	24	44	21	55	21	23	38	23	28	26	34	35	26	35	21	29	30	32	35	30	
1					3	2	4	3	6	1	2	2	1	2	1				1												
30	51	42	46	25	58	70	47	67	27	81	37	87	39	89	40	75	42	92	38	103	40	87	51	117	41	88	48	74	73	72	
5	2	5	9	8	5	9	4	8	2	6	3	5	2	1	1		3		2			1									
17	22	22	19	16	24	125																									
2		4	1	4	3	26																									

給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2								4																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1								1																					
	2																													
	3																													
	4	1	13	6	23	2	24	7	102																					
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職(1)	1	1	1	2	2	1	2	2		1	2		2		1				1	1	1		2							
	2	36	24	40	39	38	35	30	50	48	39	30	39	29	35	32	39	26	15	11	27									
	特2																													
	3																													
	4																													
教育職(2)	1																													
	2	85	61	82	85	75	68	68	70	93	75	98	58	105	67	143	74	129	111	111	132	115	121	117	135	119	139	130	105	90
	特2																													
	3																													
	4																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													





27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
											1																				
						1									1											1					
																1						1						1			
	1									1																1					
1	1	3	1	1		1			2	2	1	2			1			1							1	1					
								2		1		1	2	1		1	1		1	2						1					
						1	1			1			2	2	2		1		1	1	2	2		1		1		1			
																				6											
		2	1			1	1																								
2				1																											
		1		3								1	2					3	2										2		
																		1									1				

給料表	職務の級	号給																												
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
医療職(1)	1																													
	2																													
	3							2															1							
	4			1		2		1	1																					
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4	1			1																									
	5	1			1		2	1	1			1		3		1		3		1		2	1	1	1			4	1	
	6		1																											
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3			1	1									1								1								
	4			2	1							1		1		2				1										1
	5							1							1						1						1			2
	6																													



給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													



第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
行政職	計	4,490人		10	18	33	28	75	89	80	60	70	65	53	47	53	59	76	80	86	111	114	119	
	1	525		10	18	33	28	75	89	80	60	70	43	13	4		1	1						
	2	527											22	39	43	53	58	64	60	48	49	33	19	
	3	749												1				10	20	38	61	81	89	
	4	1,282																					11	
	5	898																						
	6	219																				1		
	7	200																						1
	8	69																						
	9	19																						
10	2																							
公安職	計	2,139		22	39	29	30	46	66	48	69	72	51	60	63	63	74	60	75	53	59	73	47	
	1	350		22	39	29	30	46	66	45	21	13	8	10	6	4	3	3	1	2	1			
	2	330								3	45	51	36	36	36	29	35	18	15	8	5	9	1	
	3	370								3	8	7	14	21	29	34	28	42	24	36	36	24		
	4	583														1	2	10	17	19	17	28	22	
	5	388																						
	6	53																						
	7	43																						1
	8	13																						
	9	9																						
教育職(1)	計	3,395		1				14	18	17	27	31	44	40	43	46	56	65	58	78	94	103	116	
	1	219		1				1	1		3	4	3	4	7	5	5	6	3	11	16	5	8	
	2	2,905						13	17	17	24	27	41	36	36	41	51	59	55	67	78	98	108	
	特2	29																						
	3	154																						
4	88																							
教育職(2)	計	7,589						44	44	59	66	61	44	49	49	61	69	81	66	87	83	100	112	
	1																							
	2	6,424						44	44	59	66	61	44	49	49	61	69	81	66	87	83	100	112	
	特2	108																						
	3	551																						
4	506																							

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢
121	144	117	154	190	174	185	162	172	177	120	138	136	151	144	114	106	122	138	114	133	152		42.6 歳
																							23.6
13	7	6	2	2	2	2			1				1	1			1			1			32.6
80	76	43	51	47	29	35	25	21	10	7	3	5	6	5	1	1	1	2			1		39.3
28	61	68	100	140	136	132	110	103	83	50	55	41	41	29	23	12	14	17	10	8	10		45.0
					7	16	26	47	80	57	68	73	73	82	53	58	60	53	45	49	51		51.7
							1		3	6	12	13	19	14	20	10	13	28	24	22	33		54.4
			1					1				3	11	13	16	20	21	24	22	30	37		55.6
															1	4	10	12	8	19	15		57.0
				1								1				1	2	2	5	4	3		55.9
																					2		59.0
49	40	29	30	39	28	26	45	41	41	26	44	53	57	48	54	52	69	64	69	64	72		39.0
				1																			22.8
3																							28.8
21	16	7	8	6	3		1	2															33.7
25	23	22	19	23	14	11	20	19	16	9	13	26	23	21	15	25	26	33	26	31	27		46.4
	1		3	9	11	15	21	18	23	15	24	20	30	20	31	18	31	21	22	27	28		51.4
							3	2	2	2	7	7	2	3	3	3	4	3	6	1	5		52.3
													2	4	4	3	8	3	9	2	7		55.0
															1	2		2	3	1	4		56.8
																1		2	3	2	1		56.9
107	114	118	124	123	124	113	137	148	140	124	123	102	134	136	112	109	96	105	90	98	67		44.0
11	16	18	9	6	14	8	7	11	8	2	5	1	1	2	3	8	1	2	1		2		39.5
96	98	100	115	117	110	105	130	137	130	119	113	93	116	105	83	63	65	72	59	67	44		43.3
														1	2	4	4	6	7	4	1		55.9
									2	3	5	8	17	27	22	23	18	11	9	5	4		53.3
														1	2	11	8	14	14	22	16		56.8
129	142	174	232	262	288	287	282	357	354	355	370	377	382	350	389	327	359	345	287	262	204		46.7
129	142	174	232	262	288	286	280	352	318	313	314	316	317	262	278	236	235	228	176	129	82		45.3
						1	2	5	18	15	16	15	7	6	1	3	9	8	1		1		50.1
									18	27	40	45	51	67	69	48	44	39	26	41	36		53.1
												1	7	15	41	40	71	70	84	92	85		56.3

給料表	年齢 職務 の級	計	18 歳 未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	194 人					4	2	2	2	2	1	2	5	1	4	3	7	1	1	6	6	
	1	15				4	2	2	2	1	1		1		1		1						
	2	28									1		2	4	1	3	3	6	1	1	3	1	
	3	127																			3	5	
	4	20																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	18													1			1	1				
	1																						
	2	4													1			1	1				
	3	6																					
	4	8																					
医療職 (2)	計	138							2	2	1	4	1	4	1		4	4	5	4	4	7	
	1																						
	2	13							2	2	1	2	1		1				2	1			
	3	28										2		4			4	4	2	2	3	2	
	4	16																	1	1	1	5	
	5	69																					
	6	7																					
	7	5																					
医療職 (3)	計	93					2	3	5	1	5	1	2	1	1	2	2	4	2	2	1	2	
	1																						
	2	19					2	3	5	1	5	1	1		1								
	3	22											1	1		2	2	4	2	2	1	2	
	4	15																					
	5	37																					
	6																						
全給料表	18,056		33	57	62	58	185	222	213	227	242	210	207	213	226	264	292	295	312	354	401	409	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
9	4	3	3	8	4	10	14	8	9	5	8	8	9	5	2	5	2	6	5	8	10		43.9 歳	
																								25.2
	2																							32.4
9	2	3	3	8	4	10	14	8	9	5	8	8	9	5	1	2	2	3		4	2		46.2	
															1	3		3	4	4	5			56.9
																			1		3			58.5
	2					1	2				1		1		1	1		1			2	3		48.7
	1																							33.3
	1					1	2						1					1						46.7
											1				1	1					2	3		58.0
4	3	2	3	6	3	3	3	5	6	4	5	8	7	4	2	4	4	8	2	2	7			43.8
					1																			29.4
1				2		1						1												34.5
2	2	1				1		1					1											39.1
1	1	1	3	4	2	1	3	4	6	4	5	7	6	4	2	4	2	3	1	1	4			49.1
																		2	3	1		1		56.3
																		2		1	2			57.6
2	1	2	2	1	1	4		3		5	6	3	2	3	4	2	8	3	2	3				41.6
																								24.9
1		1			1	1		1																35.2
1	1	1	2	1		3		2			2						1	1						44.9
										5	4	3	2	3	4	2	7	2	2	3				52.7
421	450	445	548	629	622	629	645	734	727	639	695	687	743	690	678	606	660	670	569	570	514	3	44.2	

第5表

## 給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	人員数	人員数	人員数	人員数	年数
計	人員数	18,056 人	13,793 人	899 人	3,358 人	6 人	15.2 年
	構成比	100.0 %	76.4 %	5.0 %	18.6 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,490	2,244	66	2,174	6	14.0
	1	525	277	35	213		14.2
	2	527	203	9	314	1	13.6
	3	749	360	1	385	3	13.9
	4	1,282	577	1	703	1	13.8
	5	898	456	8	433	1	14.0
	6	219	129	6	84		14.4
	7	200	160	5	35		15.3
	8	69	61	1	7		15.6
	9	19	19				16.0
	10	2	2				16.0
	構成比	100.0 %	50.0 %	1.5 %	48.4 %	0.1 %	—
公安職	計	2,139	983	116	1,040		13.9
	1	350	112	38	200		13.5
	2	330	178	35	117		14.4
	3	370	230	20	120		14.6
	4	583	253	17	313		13.8
	5	388	150	4	234		13.6
	6	53	24		29		13.8
	7	43	23	1	19		14.2
	8	13	7		6		14.2
	9	9	6	1	2		14.9
構成比	100.0 %	46.0 %	5.4 %	48.6 %		—	
教育職(1)	計	3,395	3,141	113	141		15.8
	1	219	68	62	89		13.8
	2	2,905	2,803	51	51		15.9
	特2	29	29				16.0
	3	154	154				16.0
	4	88	87		1		16.0
	構成比	100.0 %	92.5 %	3.3 %	4.2 %		—
教育職(2)	計	7,589	7,042	547			15.9
	1						
	2	6,424	5,897	527			15.8
	特2	108	108				16.0
	3	551	535	16			15.9
	4	506	502	4			16.0
	構成比	100.0 %	92.8 %	7.2 %			—

給料表	学歴区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学年数
	職務の級						
研究職	計	194 人	188 人	4 人	2 人		15.9 年
	1	15	15				16.0
	2	28	28				16.0
	3	127	121	4	2		15.9
	4	20	20				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	96.9 %	2.1 %	1.0 %		—
医療職(1)	計	18	18				18.0
	1						
	2	4	4				18.0
	3	6	6				18.0
	4	8	8				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計	138	114	24			15.7
	1						
	2	13	10	3			15.5
	3	28	19	9			15.4
	4	16	15	1			15.9
	5	69	58	11			15.7
	6	7	7				16.0
	7	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	82.6 %	17.4 %			—
医療職(3)	計	93	63	29	1		15.3
	1						
	2	19	19				16.0
	3	22	13	9			15.2
	4	15	3	12			14.4
	5	37	28	8	1		15.5
	6						
	構成比	100.0 %	67.7 %	31.2 %	1.1 %		—

- (注)
- 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分(この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。)、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
  - 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし、医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
  - 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

## 給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,490	円 335,948	歳 42.6	年 22.0	年 14.0	人 2,139	円 323,485	歳 39.0	年 18.4	年 13.9
1	525	179,664	23.6	3.1	14.2	350	200,372	22.8	2.9	13.5
2	527	245,264	32.6	12.4	13.6	330	246,497	28.8	7.7	14.4
3	749	312,578	39.3	18.7	13.9	370	288,551	33.7	12.3	14.6
4	1,282	367,660	45.0	24.6	13.8	583	376,126	46.4	25.9	13.8
5	898	398,760	51.7	31.1	14.0	388	417,693	51.4	31.5	13.6
6	219	411,424	54.4	33.4	14.4	53	433,026	52.3	32.1	13.8
7	200	440,711	55.6	33.6	15.3	43	444,279	55.0	34.5	14.2
8	69	467,739	57.0	34.9	15.6	13	461,053	56.8	36.3	14.2
9	19	509,200	55.9	31.3	16.0	9	477,922	56.9	35.8	14.9
10	2	544,800	59.0	35.5	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,395	円 370,628	歳 44.0	年 21.5	年 15.8	人 7,589	円 384,380	歳 46.7	年 24.3	年 15.9
1	219	288,251	39.5	18.7	13.8					
2	2,905	368,684	43.3	20.7	15.9	6,424	374,551	45.3	22.9	15.8
特2	29	437,372	55.9	33.5	16.0	108	414,685	50.1	27.7	16.0
3	154	448,875	53.3	30.7	16.0	551	428,323	53.1	30.6	15.9
4	88	480,882	56.8	34.1	16.0	506	454,848	56.3	33.7	16.0

平均給料額等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 194	円 362,201	歳 43.9	年 21.2	年 15.9	人 18	円 505,661	歳 48.7	年 18.5	年 18.0
1	15	199,306	25.2	2.7	16.0					
2	28	276,564	32.4	9.4	16.0	4	391,600	33.3	9.0	18.0
3	127	386,166	46.2	23.5	15.9	6	505,750	46.7	20.2	18.0
4	20	429,350	56.9	34.3	16.0	8	562,625	58.0	22.0	18.0
5	4	475,900	58.5	35.0	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 138	円 340,145	歳 43.8	年 20.5	年 15.7	人 93	円 329,460	歳 41.6	年 19.5	年 15.3
1										
2	13	216,823	29.4	5.1	15.5	19	216,510	24.9	2.2	16.0
3	28	266,364	34.5	11.4	15.4	22	289,945	35.2	12.6	15.2
4	16	319,837	39.1	14.8	15.9	15	356,426	44.9	23.9	14.4
5	69	384,230	49.1	26.2	15.7	37	400,024	52.7	30.7	15.5
6	7	407,585	56.3	33.4	16.0					
7	5	436,160	57.6	34.2	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

## 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,244 (73,608)	円 338,577 (322,847)	人 2,174 (55,560)	円 335,313 (350,179)
1年未満		57 (1,820)	179,091 (179,092)	13 (756)	177,769 (143,219)
1年以上	2年未満	63 (1,328)	187,225 (185,193)	19 (456)	147,089 (149,246)
2年以上	3年未満	64 (1,606)	194,381 (193,092)	36 (341)	156,783 (151,104)
3年以上	5年未満	103 (3,558)	202,681 (206,915)	59 (389)	161,492 (165,767)
5年以上	7年未満	72 (4,001)	219,635 (224,909)	50 (444)	178,791 (181,709)
7年以上	10年未満	71 (6,354)	234,231 (251,095)	42 (747)	199,144 (201,913)
10年以上	15年未満	272 (13,100)	285,112 (289,476)	141 (2,207)	239,312 (238,035)
15年以上	20年未満	402 (12,953)	336,302 (336,582)	232 (3,848)	275,431 (288,557)
20年以上	25年未満	381 (12,088)	374,825 (379,817)	347 (10,820)	335,073 (330,001)
25年以上	30年未満	397 (9,018)	400,648 (407,633)	434 (10,641)	365,926 (366,067)
30年以上	35年未満	227 (6,045)	430,401 (414,830)	327 (12,771)	389,528 (387,690)
35年以上		135 (1,737)	442,155 (416,709)	474 (12,140)	403,559 (401,916)

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数			【 】内は手当額	
			配偶者 (人) 【13,000円】	配偶者のない職員 の扶養親族のうち の1人 (人) 【11,000円】	扶養親族で ある子、父 母等 (人) 【6,500円】	計 (人)	
計	9,004	19,808	4,666	425	13,608	18,699	[ 4,915 ]
行政職	2,390	20,438	1,458	114	3,510	5,082	[ 1,165 ]
公安職	1,346	20,706	1,097	10	1,697	2,804	[ 494 ]
教育職(1)	1,670	19,908	814	87	2,649	3,550	[ 898 ]
教育職(2)	3,386	18,933	1,170	204	5,454	6,828	[ 2,241 ]
研究職	116	20,681	80	5	156	241	[ 58 ]
医療職(1)	13	23,461	12		16	28	[ 9 ]
医療職(2)	67	19,388	33	2	102	137	[ 37 ]
医療職(3)	16	17,500	2	3	24	29	[ 13 ]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。  
 2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。  
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18～16%	16%	14～12%	12～8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 19	人 71	人 42	人 265	人 850	人 566	人 1,813	円 52,546 (56,589)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。  
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。  
 3 ( )内は、条例附則による減額前の額である。  
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第2項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。  
 5 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	人	人	人	人	人	
給料表						
計	16	4,116	2	2	4,136	68
行政職	1	910			911	39
公安職		256			256	6
教育職(1)	2	1,020	1	1	1,024	9
教育職(2)	13	1,838	1	1	1,853	12
研究職		44			44	1
医療職(1)		2			2	1
医療職(2)		28			28	
医療職(3)		18			18	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために  
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分	家賃額 計	区分									
		12千円未満	12～13	13～15	15～17	17～19	19～21	21～23	23～25	25～27	27～29
公団・公営住宅	16人				5			1		2	2
民間賃貸住宅	4,116人				1		5	2	3	13	11
間借り	2人										
下宿	2人							1	1		
計	4,136人				6		5	4	4	15	13
累計	人員	—人			6	6	11	15	19	34	47
	比率	—%			0.1	0.1	0.3	0.4	0.5	0.8	1.1
単身赴任職員の配偶者等の住宅	68人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

区分	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
受給者数・平均手当月額					
手当受給者数	15人	2,016人	2,105人	4,136人	68人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,680円				13,163円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

# 設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29 )	31 )	33 )	35 )	37 )	39 )	41 )	43 )	45 )	47 )	49 )	51 )	53 )	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
					1			3	1			1	
35	12	25	74	76	211	87	121	280	202	352	226	275	2,105
					1					1			
35	12	25	74	76	213	87	121	283	203	353	226	276	2,105
82	94	119	193	269	482	569	690	973	1,176	1,529	1,755	2,031	4,136
2.0	2.3	2.9	4.7	6.5	11.7	13.8	16.7	23.5	28.4	37.0	42.4	49.1	100.0
					2			3		3	2	5	53

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,351 人	467 人	1,061 人	213 人	1,741 人
	行 政 職	3,265	275	693	157	1,125
	公 安 職	1,372	88	249	5	342
	教 育 職 (1)	2,797	56	43	25	124
	教 育 職 (2)	6,571	33	53	12	98
	研 究 職	166	2	9	5	16
	医 療 職 (1)	3	1			1
	医 療 職 (2)	117	8	7	5	20
	医 療 職 (3)	60	4	7	4	15

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃 14	〃 16	〃 18	〃 20	〃 22	〃 24	〃 26	〃 28	〃 30	〃 32	〃 34	〃 36
	行 政 職	1,450 人	809	119	34	75	27	24	33	8	27	6	3	1	18
	公 安 職	352 人	244	66	18	10	7		2				1		
	教育職(1)	296 人	53	10	4	10	6	6	7	3	9	2	9		16
	教育職(2)	157 人	48	10	11	8	3	2	7	3	3	4	6		10
	研 究 職	23 人	8	2	1	1	2		1		1				3
	医 療 職 (1)	1 人	1												
	医 療 職 (2)	30 人	12	1	1	2	1		1				1		1
	医 療 職 (3)	21 人	8	3			1								1
	計	2,330 人	1,183	211	69	106	47	32	51	14	40	12	20	1	49
累 計	人員	— 人	1,183	1,394	1,463	1,569	1,616	1,648	1,699	1,713	1,753	1,765	1,785	1,786	1,835
	比率	— %	50.8	59.8	62.8	67.3	69.4	70.7	72.9	73.5	75.2	75.8	76.6	76.7	78.8

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

## 勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,422 人	71 人	528 人	12,021 人	432 人	10 人	147 人	589 人
1,387	38	390	1,815	208	8	109	325
909	25	86	1,020	7		3	10
2,479	3	19	2,501	152	1	19	172
6,394	5	15	6,414	48	1	10	59
137		6	143	7			7
2			2				
80		7	87	6		4	10
34		5	39	4		2	6

36 }	38 }	40 }	42 }	44 }	45 }	46 }	48 }	50 }	55 }	60 }	65 }	70 }	75 }	80 }	85 }	90千円 }
38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	以上
1	3	3	1		2	1	1	72	9	73	22	54	7	9	3	5
1							1	2								
1	3	2	1			2	3	15	7	60	9	36	7	8	5	2
								4	3	20	3	11		1		
										2	1					1
			1			1		2		3		2				1
								1		1		3	2	1		
3	6	5	3	0	2	4	5	96	19	159	35	106	16	19	8	9
1,838	1,844	1,849	1,852	1,852	1,854	1,858	1,863	1,959	1,978	2,137	2,172	2,278	2,294	2,313	2,321	2,330
78.9	79.1	79.4	79.5	79.5	79.6	79.7	80.0	84.1	84.9	91.7	93.2	97.8	98.5	99.3	99.6	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ)により調査した。

### 3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具		距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
				未満	6	8	10	12	14	16	18	20	22
自動車			11,854 人	1,744	1,443	1,252	1,079	856	688	600	528	439	368
オートバイ等			81 人	31	24	11	3	3	2	1	2	1	
自転車			675 人	585	67	11	4	3	2	1			
計			12,610 人	2,360	1,534	1,274	1,086	862	692	602	530	440	368
累計	人員	— 人	2,360	3,894	5,168	6,254	7,116	7,808	8,410	8,940	9,380	9,748	
	比率	— %	18.7	30.9	41.0	49.6	56.4	61.9	66.7	70.9	74.4	77.3	

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。  
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

### 4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表		料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
				未満	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80	以上
計			207 人	47	28	37	49	24	7	3	11	1			
行政職			46 人	8	11	11	10	5	1						
公安職			8 人	3	2	1	1	1							
教育職(1)			107 人	34	4	16	30	9	4	3	7				
教育職(2)			28 人	2	5	7	3	5	2		3	1			
研究職			8 人		6		2								
医療職(1)			人												
医療職(2)			9 人			1	3	4			1				
医療職(3)			1 人			1									

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22 ＼ 24	24 ＼ 26	26 ＼ 28	28 ＼ 30	30 ＼ 32	32 ＼ 34	34 ＼ 36	36 ＼ 38	38 ＼ 40	40 ＼ 45	45 ＼ 50	50 ＼ 55	55 ＼ 60	60 k m 以上
326	271	258	201	204	161	151	132	120	283	196	125	99	330
								1	2				
		1											1
326	271	259	201	204	161	151	132	121	285	196	125	99	331
10,074	10,345	10,604	10,805	11,009	11,170	11,321	11,453	11,574	11,859	12,055	12,180	12,279	12,610
79.9	82.0	84.1	85.7	87.3	88.6	89.8	90.8	91.8	94.0	95.6	96.6	97.4	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	45千円 未満	45千円 以上 ＼ 65千円 未満	65千円	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 ＼ 10 k m 未満	10 k m 以上 ＼ 20 k m 未満	20 k m 以上 ＼ 40 k m 未満	40 k m 以上 ＼ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	
計	人 1,852	人 461	人 17	人 2,330	円 20,742	人 2,360	人 3,894	人 3,126	人 2,194	人 705	人 331	人 12,610	円 9,404
行政職	1,192	250	8	1,450	18,823	723	528	375	310	134	70	2,140	8,850
公安職	349	3		352	10,279	324	353	241	93	8	11	1,030	6,281
教育職(1)	142	147	7	296	38,163	438	761	516	520	273	165	2,673	11,915
教育職(2)	115	42		157	26,698	817	2,173	1,915	1,223	272	73	6,473	8,983
研究職	19	3	1	23	23,449	24	50	37	24	12	3	150	10,565
医療職(1)	1			1	4,405		1		1			2	9,200
医療職(2)	21	8	1	30	25,911	19	14	31	20	4	9	97	13,146
医療職(3)	13	8		21	28,971	15	14	11	3	2		45	6,651

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、それぞれの区分に計上している。  
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 370	人 285	人 210	人 486	人 11	人 4	人 10	人 3	人 1,379
知事	323				11	4	10	3	351
教育委員会	38		210	486					734
本庁等	10		4						14
高等学校等	16		206						222
小・中学校	12			486					498
警察本部長	9	285							294
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 370	人 285	人 210	人 486	人 11	人 4	人 10	人 3	人 1,379
23,000円 80km未満	55	134	29	95		1	1		315
27,000円 80km以上 100km未満	61	52	43	90		1	3		250
29,000円 100km以上 150km未満	211	86	113	225	10		5	3	653
30,500円 150km以上 200km未満	25	8	18	61	1		1		114
32,000円 200km以上 250km未満	3		5	11		1			20
33,500円 250km以上 300km未満		1	1	2					4
35,000円 300km以上 500km未満	1								1
41,000円 500km以上 700km未満	11	3	1	1					16
47,000円 700km以上 900km未満	1								1
53,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
58,000円 1,100km以上 1,300km未満									
63,000円 1,300km以上 1,500km未満		1							1
68,000円 1,500km以上 2,000km未満	1					1			2
68,000円 2,000km以上 2,500km未満									
68,000円 2,500km以上				1					1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
	計	人	人	人	人	人	人	人
行政職	86			82	3			1
公安職	14		1	6	6	1		
教育職 (1)	88	12	76					
教育職 (2)	4		4					
研究職	5		5					
医療職 (2)	3			3				
医療職 (3)	1			1				
計	201							

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
	計	人	人	人	人	人	人	人
行政職	25		25					
教育職 (1)	8		8					
教育職 (2)	40		40					
計	73							

## 2 職種別民間給与実態調査関係



## 平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 425 事業所

#### (2) 調査対象職種

76 職種(うち初任給関係職種 18)

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 149 事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は 137 事業所であり、その内訳は第 14 表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### (3) 調査実人員

3,876 人(うち初任給関係職種 136 人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 2,804 人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 17,270 人であり、うち、行政職に相当するものは 10,599 人である。

### 5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 24 表までに示すとおりである。

第14表

## 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
		137	31	61	45
農 業 、 林 業 、 漁 業		1	0	0	1
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		8	1	2	5
製 造 業		64	10	32	22
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		19	7	8	4
卸 売 業 、 小 売 業		11	5	5	1
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業		5	2	2	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		29	6	12	11

(注) 1 上記のほか、調査において規模が調査の対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が11所あった。

2 調査対象事業所149所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた148所に占める調査完了事業所137所の割合（調査完了率）は、92.6%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	( 750 ) 3	( 52.3 ) 50.8	( 752,077 ) 688,887	( 1,575 ) 0	( 750,502 ) 688,887
	工 場 長	( 613 ) 13	( 53.5 ) 51.9	( 689,356 ) 576,306	( 900 ) 0	( 688,456 ) 576,306
	事 務 部 長	( 14,938 ) 89	( 52.5 ) 54.3	( 702,414 ) 594,121	( 1,776 ) 66	( 700,638 ) 594,055
	技 術 部 長	( 9,065 ) 27	( 52.3 ) 52.2	( 687,720 ) 571,097	( 2,278 ) 24	( 685,442 ) 571,073
	事 務 部 次 長	( 6,233 ) 46	( 50.7 ) 53.1	( 622,201 ) 613,456	( 4,292 ) 0	( 617,909 ) 613,456
	技 術 部 次 長	( 3,352 ) 14	( 51.0 ) 50.0	( 650,881 ) 669,578	( 3,568 ) 4	( 647,313 ) 669,574
	事 務 課 長	( 29,477 ) 201	( 48.4 ) 48.9	( 608,561 ) 527,075	( 5,588 ) 3,610	( 602,973 ) 523,465
	技 術 課 長	( 24,144 ) 105	( 48.8 ) 48.5	( 592,442 ) 532,929	( 7,224 ) 6,177	( 585,218 ) 526,752
	事 務 課 長 代 理	( 11,061 ) 127	( 45.2 ) 48.3	( 520,346 ) 524,296	( 36,261 ) 50,189	( 484,085 ) 474,107
	技 術 課 長 代 理	( 7,249 ) 18	( 45.5 ) 51.5	( 510,779 ) 494,362	( 29,867 ) 53,766	( 480,912 ) 440,596
	事 務 係 長	( 31,018 ) 306	( 43.8 ) 46.4	( 466,622 ) 433,643	( 56,408 ) 48,928	( 410,214 ) 384,715
	技 術 係 長	( 25,204 ) 140	( 44.5 ) 46.1	( 499,305 ) 454,510	( 79,455 ) 67,427	( 419,850 ) 387,083
	事 務 主 任	( 25,156 ) 176	( 40.8 ) 39.6	( 389,073 ) 350,628	( 50,073 ) 40,640	( 339,000 ) 309,988
	技 術 主 任	( 22,394 ) 67	( 41.4 ) 43.5	( 447,404 ) 353,812	( 76,016 ) 57,498	( 371,388 ) 296,314
	事 務 係 員	( 120,779 ) 900	( 36.2 ) 35.3	( 333,687 ) 284,599	( 41,365 ) 32,271	( 292,322 ) 252,328
	技 術 係 員	( 85,652 ) 572	( 34.6 ) 35.9	( 355,649 ) 322,818	( 63,843 ) 55,361	( 291,806 ) 267,457

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。  
 2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。  
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は  
 4 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は  
 5 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。  
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	( 108 ) x	( 43.4 ) 51.5	( 278,335 ) 168,892	( 9,826 ) 0	( 268,509 ) 168,892
	自家用乗用自動車 運 転 手	( 262 ) 9	( 52.1 ) 45.8	( 366,600 ) 268,819	( 64,909 ) 30,566	( 301,691 ) 238,253
	守 衛	( 551 ) 14	( 51.0 ) 53.5	( 341,823 ) 194,808	( 44,263 ) 4,274	( 297,560 ) 190,534
	用 務 員	( 328 ) 49	( 47.5 ) 50.7	( 323,273 ) 222,605	( 28,236 ) 10,523	( 295,037 ) 212,082
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	( 323 ) 5	( 60.4 ) 65.5	( 859,427 ) 876,000	( 1,512 ) 0	( 857,915 ) 876,000
	大 学 教 授	( 2,540 ) 41	( 56.5 ) 54.6	( 750,016 ) 610,006	( 4,014 ) 0	( 746,002 ) 610,006
	大 学 准 教 授	( 1,980 ) 31	( 46.9 ) 50.9	( 600,318 ) 520,482	( 5,189 ) 0	( 595,129 ) 520,482
	大 学 講 師	( 1,245 ) 44	( 44.8 ) 47.0	( 525,235 ) 521,778	( 7,453 ) 0	( 517,782 ) 521,778
	大 学 助 教	( 872 ) 62	( 38.2 ) 42.4	( 443,085 ) 445,063	( 21,879 ) 0	( 421,206 ) 445,063
	高 等 学 校 校 長	( 53 ) -	( 61.0 ) -	( 779,288 ) -	( 487 ) -	( 778,801 ) -
	高 等 学 校 教 頭	( 193 ) x	( 56.2 ) 57.5	( 657,977 ) 518,845	( 3,291 ) 0	( 654,686 ) 518,845
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	( 35 ) -	( 50.9 ) -	( 597,116 ) -	( 1,071 ) -	( 596,045 ) -
	高 等 学 校 指 導 教 諭	( 68 ) -	( 46.5 ) -	( 599,125 ) -	( 1,580 ) -	( 597,545 ) -
高 等 学 校 教 諭	( 2,661 ) 17	( 45.0 ) 46.7	( 508,535 ) 429,477	( 4,585 ) 0	( 503,950 ) 429,477	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	( 75 ) -	( 52.4 ) -	( 835,940 ) -	( 7 ) -	( 835,933 ) -
	研 究 部 ( 課 ) 長	( 1,326 ) 16	( 50.2 ) 54.6	( 670,302 ) 639,011	( 1,568 ) 0	( 668,734 ) 639,011
	研 究 室 ( 係 ) 長	( 1,021 ) 3	( 44.1 ) 43.5	( 536,893 ) 442,716	( 26,301 ) 80,637	( 510,592 ) 362,079
	主 任 研 究 員	( 2,394 ) 33	( 46.0 ) 45.9	( 561,625 ) 518,235	( 32,300 ) 1,899	( 529,325 ) 516,336
	研 究 員	( 3,729 ) 24	( 35.2 ) 33.7	( 417,421 ) 354,773	( 59,581 ) 47,167	( 357,840 ) 307,606
	研 究 補 助 員	( 726 ) 19	( 32.8 ) 36.3	( 357,095 ) 347,886	( 57,250 ) 39,471	( 299,845 ) 308,415

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。



職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医療 関 係 職 種	病 院 長	( 70 ) x	( 61.6 ) 64.5	( 1,737,356 ) 795,909	( 57,295 ) 0	( 1,680,061 ) 795,909
	副 院 長	( 221 ) 6	( 57.7 ) 64.4	( 1,517,638 ) 1,414,659	( 76,350 ) 0	( 1,441,288 ) 1,414,659
	医 科 長	( 673 ) -	( 51.4 ) -	( 1,262,240 ) -	( 125,003 ) -	( 1,137,237 ) -
	医 師	( 1,324 ) 5	( 42.3 ) 67.7	( 973,397 ) 1,289,100	( 113,906 ) 0	( 859,491 ) 1,289,100
	歯 科 医 師	( 62 ) -	( 44.1 ) -	( 757,784 ) -	( 10,138 ) -	( 747,646 ) -
	薬 局 長	( 243 ) 9	( 50.3 ) 47.7	( 510,654 ) 413,021	( 33,870 ) 6,217	( 476,784 ) 406,804
	薬 剤 師	( 1,493 ) 34	( 36.4 ) 41.0	( 369,217 ) 343,766	( 39,839 ) 11,274	( 329,378 ) 332,492
	診療放射線技師	( 1,861 ) 39	( 38.9 ) 41.7	( 382,824 ) 360,126	( 37,854 ) 19,845	( 344,970 ) 340,281
	臨床検査技師	( 1,994 ) 40	( 41.5 ) 46.0	( 362,085 ) 345,853	( 30,540 ) 13,347	( 331,545 ) 332,506
	栄 養 士	( 1,303 ) 24	( 36.0 ) 37.4	( 269,049 ) 266,828	( 14,046 ) 8,914	( 255,003 ) 257,914
	理学療法士	( 3,351 ) 39	( 31.3 ) 32.7	( 294,583 ) 264,048	( 12,748 ) 6,731	( 281,835 ) 257,317
	作業療法士	( 2,456 ) 36	( 31.8 ) 32.2	( 285,171 ) 264,933	( 9,894 ) 4,861	( 275,277 ) 260,072
	総看護師長	( 265 ) 7	( 55.5 ) 54.7	( 535,052 ) 408,681	( 8,115 ) 0	( 526,937 ) 408,681
	看護師長	( 3,231 ) 55	( 47.0 ) 49.9	( 430,669 ) 409,448	( 34,678 ) 11,762	( 395,991 ) 397,686
看護師	( 9,433 ) 213	( 37.7 ) 40.9	( 350,669 ) 331,637	( 43,931 ) 20,474	( 306,738 ) 311,163	
准看護師	( 4,704 ) 58	( 45.1 ) 47.8	( 298,911 ) 294,487	( 31,935 ) 11,615	( 266,976 ) 282,872	

(注) 1 ( )内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。

備	考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員 行政職 給料表	民 間		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
10級及び 9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	課長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

## 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 174,593	円 168,062	円 175,660	円 182,878
	短大卒	147,581	152,564	142,337	x
	高校卒	141,333	153,375	135,404	142,792
新卒技術者	大学卒	189,918	x	185,118	x
	短大卒	159,521	-	159,521	-
	高校卒	162,374	168,617	159,968	x
新卒事務員 } 計 新卒技術者 }	大学卒	177,781	174,460	178,094	183,138
	短大卒	150,274	152,564	148,508	x
	高校卒	150,274	162,520	146,292	141,038

(注) Xは、採用人数が2人以下の場合である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で174,200円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で154,800円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で142,100円である。

第18表

## 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし %
		採用あり %	初任給の改定状況				
			増 額 %	据置き %	減 額 %		
大 学 卒	規 模 計	15.9	34.8	65.2	-	84.1	
	500人以上	16.4	51.1	48.9	-	83.6	
	100人以上 500人未満	17.0	18.8	81.2	-	83.0	
	50人以上 100人未満	13.1	50.0	50.0	-	86.9	
高 校 卒	規 模 計	14.8	46.4	53.6	-	85.2	
	500人以上	14.6	75.0	25.0	-	85.4	
	100人以上 500人未満	14.8	22.8	77.2	-	85.2	
	50人以上 100人未満	15.3	57.1	42.9	-	84.7	

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	91.7	44.1	70.2	50.9	8.3
	500人以上	96.4	43.0	79.8	59.7	3.6
	100人以上 500人未満	94.3	46.2	70.7	48.0	5.7
	50人以上 100人未満	80.3	41.0	56.8	45.4	19.7
課長級	規模計	79.9	39.1	61.1	43.1	20.1
	500人以上	80.3	34.3	64.7	37.0	19.7
	100人以上 500人未満	83.7	41.2	65.2	48.0	16.3
	50人以上 100人未満	71.6	41.0	48.1	41.0	28.4

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当 制度が ある	配偶者に対する家族手当の支給状況				家族手当 制度が ない
	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者の 手当を 見直す 予定がある	配偶者の 手当を 見直す 予定がない	配偶者に 家族手当を 支給しない	
75.3%	(91.2%)	[4.9%]	[95.1%]	(8.8%)	24.7%

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,473円
配偶者と子1人	16,461円
配偶者と子2人	21,042円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表

## 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	51.4%
非支給	48.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上
	28,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表

## 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計	規模計	47.3	52.7	48.4	51.6	53.8	46.2
	500人以上	46.3	53.7	47.4	52.6	63.4	36.6
	100人以上 500人未満	48.7	51.3	49.0	51.0	49.6	50.4
	50人以上 100人未満	45.5	54.5	48.6	51.4	51.1	48.9

第23表

## 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	13.1	13.1	17.9	17.9
30%	26.0	39.1	16.4	34.3
26%~29%	0.0	39.1	0.0	34.3
25%	60.9	100.0	65.7	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第24表

## 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況

	公的年金(報酬比例部分)を受給している同じ職種、職位の再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与水準	85.7%	13.0%	1.3%	—
年間賞与水準	79.9%	6.9%	1.4%	11.8%
年間給与水準	85.7%	13.0%	1.3%	—

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

### 3 生計費及び労働経済指標関係

## 平成27年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。  
なお、家計調査における盛岡市の2人以上の勤労者世帯の調査世帯数は、96世帯である。

### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成27年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

### 3 算定結果

算定結果は、第25表に示すとおりである。

第25表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,650	32,640	43,910	55,170	66,440
住居関係費	61,640	83,140	71,870	60,590	49,320
被服・履物費	3,770	4,730	6,220	7,720	9,210
雑費Ⅰ	21,840	29,430	44,710	60,000	75,280
雑費Ⅱ	11,000	22,480	25,660	28,830	32,010
計	124,900	172,420	192,370	212,310	232,260

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	26,650	(95.9)	27,800	(100.0)
住居関係費	61,640	(142.7)	43,190	(100.0)
被服・履物費	3,770	(79.5)	4,740	(100.0)
雑費Ⅰ	21,840	(79.8)	27,370	(100.0)
雑費Ⅱ	11,000	(94.7)	11,620	(100.0)
計	124,900	(108.9)	114,720	(100.0)

(注) ( )内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.443	0.596	0.749	0.902
住居関係費	1.094	0.946	0.797	0.649
被服・履物費	0.373	0.491	0.609	0.726
雑費 I	0.273	0.415	0.557	0.699
雑費 II	0.343	0.392	0.440	0.489

(注) この換算乗数は、平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第26表

労働経

項目			年 月					
			平成26年 4月	5月	6月	7月		
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	294,925	290,762	291,947	291,859
				前年同月比(%)	0.1	0.2	0.3	0.6
			うち所定内給与	金額(円)	268,255	265,663	266,948	266,636
			前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.1	0.1	0.3	
		うち所定外給与	金額(円)	26,670	25,099	24,999	25,223	
			前年同月比(%)	5.8	4.2	3.0	3.4	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	250,180	244,989	248,435	247,291	
				前年同月比(%)	0.0	△ 0.4	0.3	△ 0.9
			うち所定内給与	金額(円)	228,294	224,566	227,123	225,311
			前年同月比(%)	0.2	0.1	1.1	0.2	
		うち所定外給与	金額(円)	21,886	20,423	21,312	21,980	
			前年同月比(%)	13.7	11.6	7.2	3.4	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	153.5	147.5	152.9	155.6	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.4	12.5	12.4	12.6	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	162.5	156.9	162.6	165.2	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.0	11.4	11.8	12.2	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	302,141	271,411	272,791	280,293	
			前年同月比(%)	△ 0.7	△ 3.9	1.3	△ 2.0	
		東京都区部	金額(円)	330,869	318,339	305,136	330,657	
			前年同月比(%)	△ 6.5	△ 0.1	△ 12.1	△ 9.8	
		盛岡市	金額(円)	261,420	250,759	237,699	238,074	
			前年同月比(%)	△ 2.1	△ 3.9	△ 15.0	△ 13.8	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	3.4	3.7	3.6	3.4	
		東京都区部	前年同月比(%)	2.9	3.1	3.0	2.8	
		盛岡市	前年同月比(%)	3.1	3.5	3.6	3.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	4.2	4.4	4.5	4.4
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	0.4	0.3	0.4	0.5	
		岩手県	前年同月比(%)	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.1	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	3.6	3.6	3.7	3.7
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.08	1.09	1.10	1.10	
		岩手県	倍率(倍)	1.11	1.12	1.08	1.07	

- (注) 1 「きまって支給する給与」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の「前年同月比(%)」  
与及び所定外給与の「前年同月比(%)」は、実数を基礎としている。
- 2 「賃金労働時間」及び「常用雇用指数」の調査対象事業所は、平成27年1月に抽出替えを行っ  
(%)」及び「常用雇用指数」は、調査対象事業所が入れ替わったことにより生じたギャップを  
りたい。
- 3 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

済 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成27年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
290,671	291,686	292,851	292,376	292,901	286,003	285,561	288,223	292,538	286,844	290,100
0.2	0.5	0.2	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.5	0.0	0.8
266,165	267,333	267,219	266,221	266,455	260,841	260,499	262,869	266,514	262,582	265,470
0.1	0.4	0.1	△ 0.1	0.4	0.5	0.2	0.4	0.6	0.3	0.8
24,506	24,353	25,632	26,155	26,446	25,162	25,062	25,354	26,024	24,262	24,630
0.9	1.9	1.3	1.4	1.1	1.4	0.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1
245,459	246,300	249,523	250,634	249,931	238,409	236,998	242,051	242,285	237,674	240,192
△ 0.7	0.1	0.3	0.2	0.2	1.2	△ 0.2	0.3	△ 0.2	0.1	△ 0.2
224,060	225,348	227,540	227,534	227,196	216,534	216,182	219,962	220,818	217,327	218,830
0.6	1.4	1.3	1.1	1.4	△ 1.9	△ 3.0	△ 2.8	△ 3.3	△ 3.2	△ 3.7
21,399	20,952	21,983	23,100	22,735	21,875	20,816	22,089	21,467	20,347	21,362
0.4	1.0	5.6	5.9	2.8	3.0	△ 2.3	△ 0.4	△ 1.9	△ 0.4	0.2
145.2	148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0	153.4
12.0	12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5	12.6
153.0	157.1	164.0	156.9	156.9	150.8	151.5	161.9	163.3	151.8	162.4
11.8	11.7	12.2	13.0	12.7	12.5	11.9	13.4	12.9	12.9	12.7
282,124	275,226	288,579	280,271	332,363	289,847	265,632	317,579	300,480	286,433	268,652
△ 0.9	△ 2.0	△ 0.7	0.3	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.4	△ 8.1	△ 0.5	5.5	△ 1.5
313,729	339,625	320,921	304,926	381,830	359,455	313,817	353,152	380,924	358,065	314,558
△ 2.1	△ 1.1	△ 1.1	△ 4.1	6.9	14.3	9.1	0.4	15.1	12.5	3.1
254,200	287,954	302,536	259,702	321,980	279,747	280,988	359,118	311,175	282,230	326,526
△ 7.8	21.8	10.3	△ 9.8	2.9	3.3	△ 7.6	20.4	19.0	12.6	37.4
3.3	3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5	0.4
2.8	2.8	2.5	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3	0.7	0.5	3.0
3.3	3.2	3.3	2.6	2.5	2.2	1.8	2.2	0.2	0.4	0.1
4.0	3.6	2.9	2.6	1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4
0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.7	0.9	0.6	1.0	0.9	0.9
△ 0.4	△ 0.4	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 2.5	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.8	△ 1.6	△ 1.5
3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3	3.4
1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19
1.07	1.07	1.10	1.11	1.14	1.13	1.11	1.11	1.20	1.23	1.21

」は、平成22年=100とした指数を基礎としている。ただし、「きまって支給する給与」のうち岩手県の所定内給

ている。このうち、「きまって支給する給与（岩手県の所定内給与及び所定外給与を除く。）」の「前年同月比過去に遡って調整しているものであり、時系列比較をする際には、「金額」よりも「前年同月比(%)」を用いら